

制度名	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長			
改正の内容	<p>特例措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活性炭吸着式処理装置の課税対象については、固定資産税の課税標準となるべき価格の 1 / 6 の額、地下水浄化設備の課税標準については、固定資産税の課税標準となるべき価格の 1 / 3 の額とされているが、この適用期限を延長する。</li> </ul> <p>特例措置の対象 ( 支援措置を必要とする制度の概要 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定物質を用いて洗浄を行うドライクリーニング装置と一体になって設置され不可分の状態にある活性炭吸着式処理装置</li> <li>・ テトラクロロエチレン等を含む地下水の水質を浄化するための地下水浄化設備</li> </ul> <table border="1" data-bbox="981 772 1485 840"> <tr> <td data-bbox="981 772 1189 840">減税見込額 ( 平年度 )</td> <td data-bbox="1189 772 1485 840">18 百万円</td> </tr> </table>		減税見込額 ( 平年度 )	18 百万円
減税見込額 ( 平年度 )	18 百万円			
新設・拡充又は延長の理由	<p>(1) 政策目的 テトラクロロエチレン等に係る規制の強化及び地下水浄化制度の創設等が行われている状況の下で、大気汚染防止、水質汚濁防止等の諸問題に対処するため、税制上の優遇措置により公害防止対策の適正かつ円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 ドライクリーニングにより大気中に排出されるテトラクロロエチレンは、人の健康に係る被害を生じるという点で極めて有害な物質であり、このため、テトラクロロエチレン非排出型ドライクリーニング装置等の取得を促進する必要がある。</p> <p>(3) 施策の適正性 ( 公平性・優先性等 ) クリーニング業者の大部分が経営基盤の脆弱な小規模零細業者であり、新たな設備投資は負担が大きいことから、テトラクロロエチレン非排出型ドライクリーニング装置等を取得するに当たり、本制度に基づく助成措置を行うことが必要不可欠である。</p> <p>(4) 施策の効率性 クリーニング業者の大部分が経営基盤の脆弱な小規模零細業者であることから、公害防止用設備の導入を困難なものとしており、企業の自主的な設備の導入を促進するために、本特別措置は有効な施策である。</p>			
政策の達成目標	テトラクロロエチレン非排出型ドライクリーニング装置及び活性炭吸着装置導入の促進			
当該項目の支援措置	<p>国税 ( 所得税・法人税 ) における特別償却制度</p> <p>国民生活金融公庫からの融資</p> <p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく施策等</p>			
担当課名	健康局生活衛生課			

